

いわてお試し居住体験事業による県営住宅等の一時使用に関する要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項、公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第22条及び行政財産の使用の許可に関する規則（昭和39年岩手県規則第42号。以下「行政財産使用許可規則」という。）の規定に基づき、いわてお試し居住体験事業による県営住宅及び駐車場（以下「県営住宅等」という。）の一時使用の許可等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県営住宅 県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 共同施設 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (3) 附帯施設 条例第3条の12に規定する附帯施設をいう。
- (4) いわてお試し居住体験事業 県営住宅ストックの有効活用、本県への移住定住の促進を図るため、県外から本県に移住定住を希望する者に対して、家電等を整備した県営住宅の一時使用の許可等を行う事業をいう。
- (5) 子育て世代枠 子育て中の世帯で子ども（入居許可された年度の年度末時点において18歳以下の子どもに限る。）と同居している世帯又はいわてお試し居住体験事業により県営住宅に入居期間中、子どもを産み育てる予定のある夫婦世帯をいう。
- (6) 担い手育成枠 県内の農林水産業に新規就業を予定する世帯をいう。
- (7) 一般世代枠 子育て世代枠及び担い手育成枠以外の世帯をいう。

(対象住宅、使用料)

第3 一時使用の対象となる県営住宅及び一時使用にかかる使用料は別に定める。

第2章 県営住宅の一時使用

(一時使用できる者の資格)

第4 県営住宅の一時使用をすることができる者は、次の要件に該当する者とする。

(1) 子育て世代枠、担い手育成枠及び一般世代枠共通事項

- ア 県外から本県に移住定住を希望している者であること。
- イ 県が管理するSNS等において、県内での生活の様子や魅力を外部に複数回発信すること。
- ウ 県が実施するアンケートに協力すること。
- エ 暴力団員でないこと。（同居者を含む。）
- オ 高等学校等（高等学校、中等教育学校、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程及び特別支援学校等）に在籍していないこと。
- カ 3か月以上の使用を希望していること。

(2) 子育て世代枠該当事項

- ア 申請日時点で申請者の年齢が18歳以上39歳以下であること。

イ 子育て中の世帯で子ども（入居許可された年度の年度末時点において18歳以下の子どもに限る。）と同居している世帯又はいわてお試し居住体験事業により県営住宅に入居期間中、子どもを産み育てる予定のある夫婦世帯であること。

(3) 担い手育成枠該当事項

ア 申請日時点で申請者の年齢が18歳以上50歳以下であること。

イ いわて水産アカデミー若しくはいわて林業アカデミー研修生の世帯又は就農準備資金の交付を受け研修中の者等の世帯であること。

(4) 一般世代枠該当事項

申請日時点で申請者の年齢が18歳以上59歳以下であること。

(一時使用許可の申請)

第5 県営住宅の一時使用の許可を得ようとする者（以下「入居申請者」という。）は、行政財産使用許可規則第3条に定める行政財産使用許可申請書に、次に掲げる書類を添付し、一時使用の許可を得ようとする県営住宅を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

(1) 誓約書（様式第1号）

(2) 入居者名簿（様式第2号）

(3) 住民票の写しの原本（使用者及び同居者全員分）

(4) 緊急連絡人（変更）届（様式第3号）

(5) 緊急連絡人確認資料（住民票の写し（コピー可）、免許証、健康保険証又はパスポート等の写し）

(6) 個人情報の第三者への提供に係る同意書（様式第4号）

(7) いわてお試し居住体験事業移住計画書（様式第5号）

(8) いわてお試し居住体験事業利用希望調書（様式第6号）

(9) 上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(使用者等の人数の制限)

第6 使用者及び同居者（以下「使用者等」という。）の人数は、岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）（令和4年3月策定）別紙4に定める最低居住面積水準を満たすものとする。

(一時使用の許可)

第7 局長は、第5の規定により申請書を受け付けた場合は、第4に定める県営住宅の一時使用の資格及び第6に定める入居者数について審査し、適当と認めた者に対して県営住宅の一時使用を許可する。

2 県営住宅を一時使用許可する条件は、行政財産使用許可規則第4条に掲げる事項のほか別紙「県営住宅等一時使用許可条件」に掲げる事項とする。

第8 局長は、第7により審査した結果、使用を許可した者（以下「使用者」という。）に対して、行政財産使用許可規則第4条第1項に定める行政財産使用許可指令書及び別紙県営住宅等一時使用許可条件を交付するものとする。

2 局長は、第7により審査した結果、使用を許可しない者に対して、行政財産使用許可規則第5条に定める行政財産使用不許可指令書を交付するものとする。

(一時使用の期間)

第9 県営住宅の一時使用の期間は、1年以内とする。

(一時使用の更新)

第10 第9に定める県営住宅の一時使用期間は、一般枠の者で県内に定住する予定のある者、子育て世代枠及び担い手育成枠の者で引き続き県内で農林水産業等に従事する者に限り、更新する場合があること。

2 更新については、1年毎に行うこととし、一般枠の者で県内に定住する予定のある者については1年間、子育て中の世帯で子ども（入居許可された年度の年度末時点において18歳以下の子どもに限る。）と同居している世帯については、通算で6年以内（但し、子の年齢が18歳に達する年度末までとする。）とする。

また、いわてお試し居住体験事業における入居期間中において、子どもを産み育てる予定のある夫婦世帯については、通算で3年以内とする。

第11 局長は、第10により県営住宅の一時使用の許可を更新しようとする者がいる場合は、行政財産使用許可規則第3条に定める行政財産使用許可申請書に、必要な書類を添付して提出させなければならない。また、一般枠の者で県内に定住する予定のある者については、いわてお試し居住体験事業定住準備計画書（様式第13号）を併せて提出させなければならない。

第12 局長は、第11により申請を受けた場合は、第7の規定を準用して、第4に定める県営住宅の一時使用の資格及び第6に定める入居者数について審査し、適当と認めた者に対して使用を許可するものとする。ただし、第4に定める申請者の年齢要件については、第5の申請時点において該当していればよいものとする。

（緊急連絡人の変更等）

第13 使用者は、緊急連絡人を変更しようとするとき又、緊急連絡人の氏名、住所、電話又は電子メールアドレスに変更があったときは、は、あらかじめ、緊急連絡人（変更）届（様式第3号）に必要な書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。

（同居者の異動）

第14 使用者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営住宅同居者異動届（様式第7号）に異動の内容を証明する書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

（同居の承認）

第15 使用者は、第5の入居者名簿に記載した同居人以外の者を同居させようとするときは、県営住宅同居承認申請書（様式8号）に必要な書類を添えて、所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、県営住宅同居承認書（様式第9号）により申請者に通知する。

（使用料の徴収）

第16 県営住宅等の使用料は、行政財産許可指令書により使用を許可した期間について徴収する。ただし、第19により県営住宅等を返還する場合には返還日までの期間、第20により県営住宅等の使用の許可を取り消す場合には取消期日までの期間について徴収する。

2 使用料は、月の末日（月の途中を返還日とし、又は月の途中を取消期日としたときは、その日）までにその月分を納付しなければならない。

3 県営住宅等の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算とする。

4 納期限までに使用料が納付されない場合の延滞金の徴収等は、地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例（平成22年条例第17号）によるものとする。

5 一時使用に係る県営住宅使用料及び駐車場利用料については、次のとおりとする。

（1） 県営住宅使用料は、子育て世代枠及び担い手育成枠は月額10,000円、一般枠は1年目月額10,000円、2年目月額20,000円とする。

(2) 駐車場使用料は、県営住宅等条例第 44 条の規定による駐車場の利用料（平成 10 年 3 月 31 日告示第 347 号）に定める額とする。

（使用者の費用負担義務）

第 17 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 給水栓、点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (4) 共同施設の通常の維持に要する費用

（使用者の保管義務）

第 18 使用者等は、県営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならない。

- 2 使用者等は、自己の責めに帰すべき事由によって県営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀（き）損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（不在の届出）

第 19 使用者は、県営住宅を引き続き 30 日以上使用しないときは、あらかじめ県営住宅不在届（様式第 10 号）により所管する局長に届け出なければならない。

（使用上の制限）

第 20 使用者等は、県営住宅の模様替えその他県営住宅施設に工作を加える行為をしてはならない。

- 2 使用者等は、県営住宅を他の者に貸し、又は使用の権利を他の者に譲渡してはならない。

（迷惑行為の禁止）

第 21 使用者等は、騒音、振動、悪臭等により、他の入居者及び使用者等に迷惑をかけ、又は生活環境を乱す行為をしてはならない。

（県営住宅の返還）

第 22 局長は、使用者が、県営住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日の 30 日前までに返還（予定）届（様式第 14 号）を提出させなければならない。

- 2 前項により住宅の返還を行おうとする者は、建築住宅課職員、住宅監理員又は局長の指定する職員による指定管理者の検査を受けなければならない。

（使用の許可の取消等）

第 23 局長は、使用の許可をした県営住宅等を公用若しくは公共用に供するため必要があるとき、使用者に行政財産使用許可規則第 4 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに違反する行為があると認めるとき及び使用者が次の各号に該当するときは、行政財産の使用の許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を 2 月分以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで 30 日以上県営住宅を使用しないとき。
- (4) 県営住宅又は共同施設を故意に毀（き）損したとき。
- (5) 第 12、第 15 から第 18 までの規定に違反したとき。
- (6) 使用者等が暴力団員であるとき。

第 3 章 駐車場の一時使用

（駐車場の一時使用）

第 24 局長は、県営住宅の共同施設である駐車場について、使用者のうち駐車場の一時使用の許可を受けようとする者がいる場合は、行政財産使用許可規則第 4 条に定める行政財産使用許可申請書及び駐車車両承認申請書（様式第 11 号）に必要な書類を添えて提出させなければならない。

2 前項の申請は、入居申請者が県営住宅の一時使用の申請と同時にすることを妨げない。

第 25 局長は、第 21 により申請を受けた場合は、条例第 40 条から第 44 条（第 43 条第 5 号を除く）まで並びに第 47 条及び第 49 条の規定を準用して許可する。

2 局長は、前条の規定による駐車車両承認申請に対し承認を与えたときは、駐車車両（変更）承認書（様式第 12 号）により申請者に通知する。

第 26 使用者は、駐車車両を変更しようとする場合には、駐車車両（変更）承認申請書（様式第 11 号）に必要な書類を添えて、所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 局長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、駐車車両（変更）承認書（様式第 12 号）により申請者に通知する。

（準用）

第 27 その他駐車場の一時使用については、第 7 第 2 項から第 11 まで、第 16、第 18 から第 23 の規定について準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」は「駐車場」と読み替えるものとする。

第 4 章 県営特定公共賃貸住宅の一時使用

第 28 県営特定公共賃貸住宅等条例（平成 9 年岩手県条例第 76 号）に規定する県営特定公共賃貸住宅及び駐車場の一時使用については、第 2 章及び第 3 章の規定を準用する。

2 県営特定公共賃貸住宅の一時使用を許可した者のうち、県営特定公共賃貸住宅等条例に定める入居者資格がある者については、当該入居にかかる手続をすることができる。

第 5 章 その他

（電子メールによる申請等）

第 29 第 11、第 13、第 14、第 19 及び第 26 の申請又は届出は、電子メールによりすることができる。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

県営住宅等一時使用許可条件

- 第1 使用許可をした行政財産（以下「許可財産」という。）を、公用若しくは公共用に供するため必要があるとき、又は各号に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消し、又は変更することがある。
- (1) 県が許可財産の保全上必要な措置を命じたときは、これに従わなければならない。
 - (2) 許可財産の保全のための立入り又は実地調査を拒んではならない。
 - (3) 許可財産を、許可をした用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
 - (4) 使用の許可を受けた者及びその同居者（以下「使用者等」という。）は故意又は過失により当該許可財産を滅失し、き損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変形してはならない。
 - (5) 使用者等は、前項の事由が生じた場合は、直ちにその状況を県に報告しなければならない。
 - (6) 使用者等は当該許可財産である土地において、みだりに建物又は工作物を設置し、又は増築し、改築し、若しくは移築してはならない。
 - (7) (4)から(6)までに掲げる条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
 - (8) (4)から(7)までに掲げる条件は、その原因又は行為が使用者等の代理人、使用人その他の従業員の行為による場合についても、適用するものとする。
 - (9) 許可期間（許可期間経過後で許可財産の引渡し前の期間を含む。）内に、使用者等の責めにより許可財産その他県の所有に属する物件に損害が生じたときは、当該使用の許可を受けた者に対し、損害の全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において、許可を受けた者が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。
 - (10) 使用者等は、許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。
 - (11) 許可期間内に、当該許可財産を公用又は公共用に供するため許可を取り消した場合、当該許可財産である土地に設置した建物、工作物の移転等の費用は、許可を受けた者の負担とする。
 - (12) 使用許可を受けた者が、全体として1年を超えない範囲で使用許可の延長を受けようとするとき又は許可期間満了前に退去しようとするときは、許可期間満了30日前までに行政財産使用許可申請書又は退去届を提出すること。
- 第2 第1のほか、使用者等が次に掲げる各号に該当する場合は、行政財産の使用の許可を取り消し、又は変更することがある。
- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を2月分以上滞納したとき。
 - (3) 正当な事由によらないで30日以上許可財産を使用しないとき。
 - (4) いわてお試し居住体験事業による県営住宅等の一時使用に関する要領（以下「一時使用要領」という。）の第12及び第15から第18までの規定に違反したとき。
 - (5) 使用者等が暴力団員であるとき。
- 第3 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、許可財産を直ちに返還すること。
- 第4 使用者は、使用許可を取り消された場合は、許可財産の原状回復又は損害賠償の義務を負うこと。
- 2 使用者は、前項によるほか、一時使用要領に定める義務を履行しないため県に損害を与えたときは、その賠償の義務を行うこと。